公　告

諸　事　項

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 27 年 12 月 10 日

関東地方整備局長　石川　雄一

1　処分をした年月日　平成27年11月10日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社伸和工務店　岩本　尚司　埼玉県熊谷市樋春1965―３　国土交通大臣許可（般―24）第19872号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業及びしゆんせつ工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成27年９月28日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 27 年 12 月 10 日

関東地方整備局長　石川　雄一

1　処分をした年月日　平成27年11月10日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社三好商会　尾森　由房　神奈川県横浜市西区北幸２―８―４　国土交通大臣許可（般・特―22）第5878号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成27年10月１日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 27 年 12 月 10 日

関東地方整備局長　石川　雄一

1　処分をした年月日　平成27年11月10日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　横河工事株式会社　名取　　暢　東京都豊島区西巣鴨４―14―５　国土交通大臣許可（般・特―27）第3965号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する一般建設業の許可並びに土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、ほ装工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成27年10月５日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 27 年 12 月 10 日

関東地方整備局長　石川　雄一

1　処分をした年月日　平成27年11月10日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　都市建設株式会社　北島　文章　神奈川県相模原市中央区宮下本町２―15―18　国土交通大臣許可（般・特―27）第25949号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成27年10月６日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 27 年 12 月 10 日

関東地方整備局長　石川　雄一

1　処分をした年月日　平成27年11月10日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社竹中土木　竹中　康一　東京都江東区新砂１―１―１　国土交通大臣許可（特―26）第3750号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（機械器具設置工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成27年10月13日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 27 年 12 月 10 日

関東地方整備局長　石川　雄一

1　処分をした年月日　平成27年11月10日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　コクヨファニチャー株式会社　坂上　浩三　東京都千代田区霞が関３―２―５　国土交通大臣許可（般・特―26）第20895号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（機械器具設置工事業及び電気通信工事業に関する一般建設業の許可並びに建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、電気工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成27年10月14日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 27 年 12 月 10 日

関東地方整備局長　石川　雄一

1　処分をした年月日　平成27年11月10日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ＩＨＩビジネスサポート　青木　伸男　東京都千代田区有楽町１―12―１　国土交通大臣許可（般・特―23）第17066号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（屋根工事業、鋼構造物工事業、板金工事業、ガラス工事業及び建具工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成27年10月15日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 27 年 12 月 10 日

関東地方整備局長　石川　雄一

1　処分をした年月日　平成27年11月10日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　横浜エンジニアリング株式会社　草島　　豊　神奈川県横浜市中区万代町１―２―12　国土交通大臣許可（特―25）第25140号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（左官工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成27年10月15日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 27 年 12 月 10 日

関東地方整備局長　石川　雄一

1　処分をした年月日　平成27年11月10日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　旭有機材工業株式会社　藤原　孝二　東京都港区浜松町２―４―１　国土交通大臣許可（特―23）第11217号

第明治三十五年三月三十一日　種郵便物認可